

## 新型コロナウイルス感染症等の影響によるプログラム実施上の注意事項

※非常に重要な内容です。応募前に必ず確認してください。

### ■ 新型コロナウイルス感染症等による派遣の中止について

派遣先の国・地域において学生の安全確保が難しいと考えられる場合、明治大学(以下本学)は、大学間協定留学の学生派遣を中止することがあります。また、派遣後であっても、学生の身の安全が図れないと判断した場合は途中帰国を勧告することがあります。

なお、たとえ本学が派遣を認めても、留学先の国・地域における入国制限等により渡航できない場合もあります。

### ■ 派遣判断基準について

本学は、外務省海外安全情報の危険レベル及び感染症危険レベル、各国・地域における状況や入国措置等を勘案して、学生の派遣可否を判断します。

また、派遣にあたり、ワクチン接種等諸条件を定める場合があります。

### ■ 新型コロナウイルス感染症等における派遣に係る費用負担について

新型コロナウイルス感染症等に伴う、検査費用や出入国制限に係る出費等、留学にあたって発生する費用は全て自己負担となります。また、緊急帰国が必要となった場合の帰国費用についても自己負担となります。

### ■ 派遣中止となった場合の進路について

留学準備だけでなく、派遣が中止となった場合の進路や就職活動等についても同時並行で準備するようにしてください。

### ■ コロナ禍の救援・救護について

留学中に新型コロナウイルス感染症に感染するなど救援・救護が必要な状況になっても、留学先の国・地域における入国制限や隔離政策が続く状況では、家族や本学関係者が速やかにまたは全く入国することができない可能性があります。コロナ禍では救援・救護が必要な状況になっても、留学先において一人で、母国語以外の言語で治療を受けなければいけないかもしれないことを想定して、留学計画を立ててください。

2023年度春学期出発の大学間協定留学に応募する学生は、上記の事項をすべて了承し、保証人にも必ず上記事項に関する了解を得た上で、応募してください。

以上